

**県立知的障害特別支援学校に係る  
教育環境の整備について  
(緊急提言)**

平成 26 年 2 月  
宮城県特別支援教育将来構想審議会

## 目 次

はじめに

|     |                                 |   |
|-----|---------------------------------|---|
| 1   | 県立知的障害特別支援学校の狭隘化等について . . . . . | 1 |
| 2   | 教育環境の整備に向けた提言                   |   |
| (1) | 目指すべき方向性 . . . . .              | 3 |
| (2) | 具体的な方策 . . . . .                | 3 |

## は じ め に

本審議会は平成25年5月に「宮城県障害児教育将来構想(平成17年策定)」に基づくこれまでの取組や課題も踏まえた新たな構想の策定について、県教育委員会から諮問を受けました。

県ではこれまで「県立特別支援学校教育環境整備計画(平成22年策定)」に基づき教育環境の整備を進めてきたものの、県立知的障害特別支援学校においては児童生徒数の増加による狭隘化などが進み、また、軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等学園においては、毎年募集定員を大きく超える入学志願者があるなど、早急な対応が求められています。

このような状況に鑑み、本審議会では、県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備を、他の課題に先がけて緊急かつ最優先に推進すべき課題であると判断し、目指すべき方向性と具体的な方策を示した緊急提言を取りまとめることとしたものであります。

県教育委員会においては、本提言を踏まえ、県立知的障害特別支援学校の狭隘化の解消などに向け、速やかに対応することを切に願うものです。

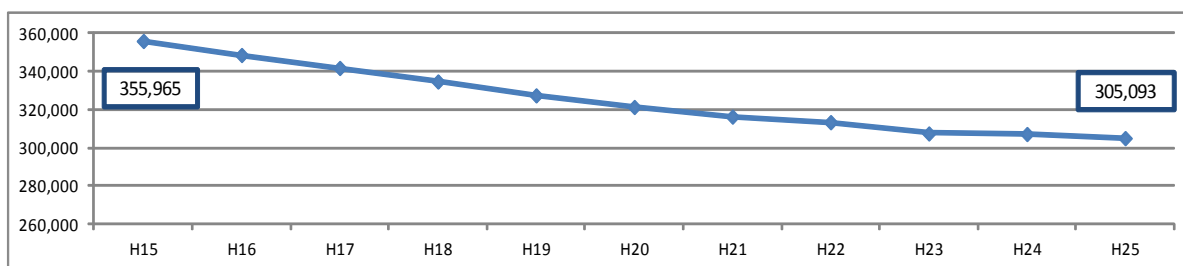
宮城県特別支援教育将来構想審議会 会長 村上 由則

# 1 県立知的障害特別支援学校の狭隘化等について

- 少子化により幼児児童生徒数が減少する中、特別支援教育についての県民の理解が進んだことなどから、特別支援学校への入学を希望する幼児児童生徒数は増加しています。

増加は知的障害支援学校において際立っており、それ以外の特別支援学校においては、横ばいかやや減少しています。

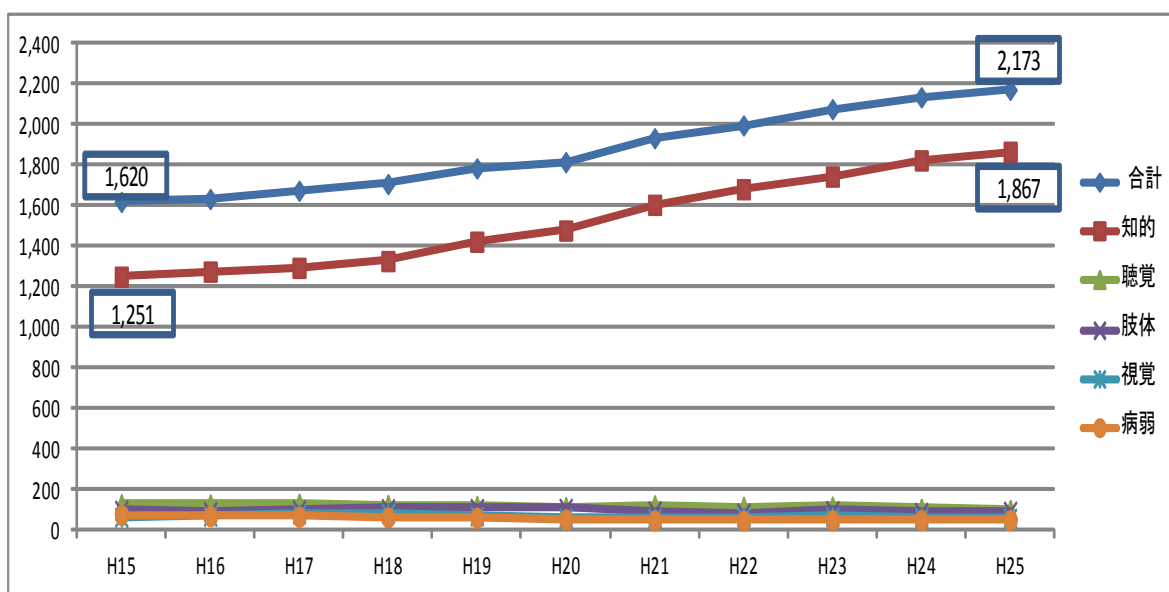
[幼児児童生徒数：県内全校種]



| 幼児児童生徒数 | H15     | H16     | H17     | H18     | H19     | H20     | H21     | H22     | H23     | H24     | H25     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 355,965 | 348,628 | 341,851 | 334,763 | 327,470 | 321,407 | 316,371 | 313,447 | 307,540 | 307,261 | 305,093 |

※幼稚園，小・中学校，高等学校，特別支援学校，専修学校等の幼児児童生徒数

[幼児児童生徒数：県立特別支援学校]



|    | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 1,620 | 1,634 | 1,675 | 1,708 | 1,785 | 1,816 | 1,934 | 1,997 | 2,077 | 2,136 | 2,173 |
| 知的 | 1,251 | 1,276 | 1,295 | 1,328 | 1,424 | 1,479 | 1,606 | 1,683 | 1,745 | 1,825 | 1,867 |
| 聴覚 | 129   | 127   | 131   | 125   | 120   | 114   | 123   | 116   | 117   | 107   | 101   |
| 肢体 | 100   | 92    | 101   | 107   | 108   | 109   | 96    | 85    | 98    | 89    | 95    |
| 視覚 | 64    | 69    | 81    | 84    | 71    | 61    | 60    | 65    | 67    | 64    | 60    |
| 病弱 | 76    | 70    | 67    | 64    | 62    | 53    | 49    | 48    | 50    | 51    | 50    |

- 平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は、10年前と比較すると616名、49%増加しており、教室不足を解消するため特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数で見ると、小学部は30学級、中学部は24学級、高等部は54学級それぞれ増加しており、高等部の学級数の増加が顕著です。

特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校（光明，名取，利府）の在籍者数は、それぞれ200名を大きく超える状態が続いているため高等部校舎やプレハブ校舎の増築等で対応しているものの、作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支障を来しています。

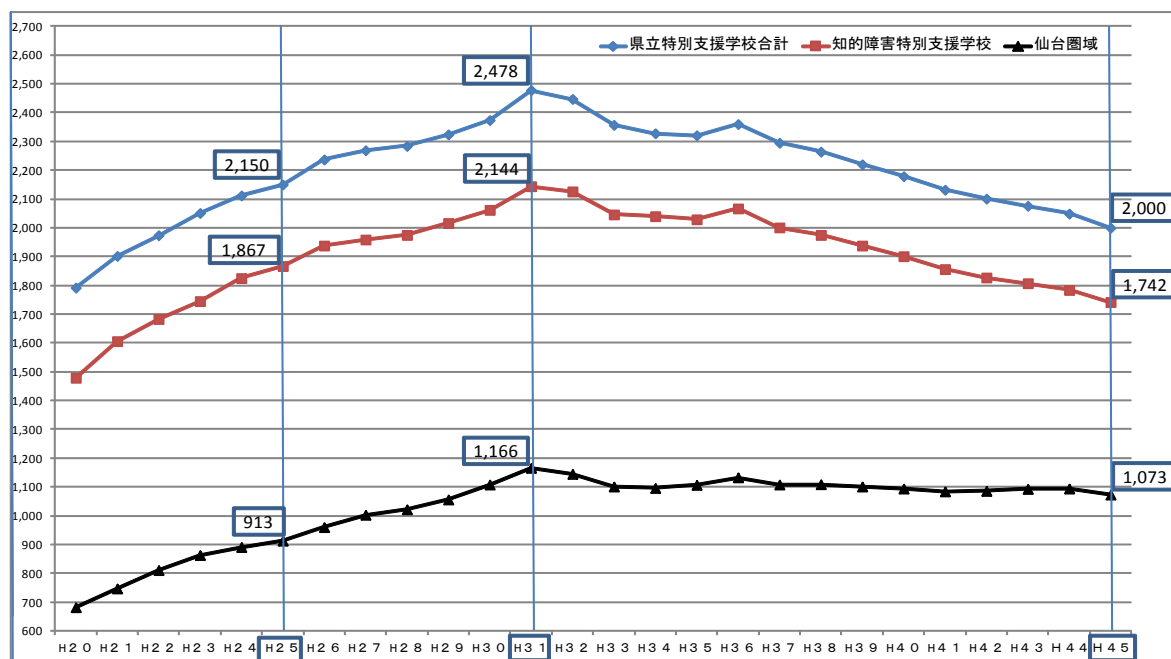
[学部別学級数の推移：県立特別支援学校（知的障害）]

| 知的障害      | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 増加数 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学部計      | 114 | 115 | 114 | 123 | 133 | 136 | 139 | 144 | 149 | 143 | 144 | 30  |
| 中学部計      | 76  | 78  | 75  | 72  | 75  | 75  | 90  | 95  | 99  | 98  | 100 | 24  |
| 高等部計      | 122 | 127 | 131 | 130 | 136 | 138 | 140 | 151 | 156 | 175 | 176 | 54  |
| 仙台圏域（小学部） | 50  | 53  | 53  | 55  | 58  | 57  | 63  | 64  | 66  | 65  | 70  | 20  |
| 〃（中学部）    | 41  | 40  | 37  | 35  | 39  | 41  | 45  | 50  | 50  | 49  | 46  | 5   |
| 〃（高等部）    | 48  | 52  | 57  | 58  | 59  | 56  | 57  | 67  | 72  | 81  | 84  | 36  |

※増加数はH15とH25の比較

- 県立知的障害特別支援学校の児童生徒数を県全体で見ると、平成31年頃まで増加を続けその後減少に転じると推測されますが、仙台圏域の児童生徒数は横ばい状態が続くことが推測されます。

[児童生徒数の推計：県立特別支援学校（知的障害）]



(H25.5.1現在の児童生徒数を基に推計)

## 2 教育環境の整備に向けた提言

### (1) 目指すべき方向性

県ではこれまで、平成22年に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき教育環境の整備を進めてきたところですが、特に仙台圏域においては今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、同圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化などへの早急な対応が必要です。

また、軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等学園についても、毎年募集定員を大きく超える入学志願者があることから早急な対応が求められます。

さらに、校地が狭隘なため十分な教育活動が困難な学校などにおいては、地域資源を活用し適切な教育活動の展開が図られるよう、関係機関等との連携を更に強化することが望まれます。

### (2) 具体的な方策

#### ○ 狭隘化への対応

- ・ 県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設
- ・ 廃校となった小・中学校の校舎や、余裕教室を活用した分校等の設置など、将来の特別支援学校の児童生徒数を的確に把握し、県有財産等の活用や小・中学校の統廃合などを見据えた市町村との更なる連携を図ることにより、教育環境を整備することが求められます。

#### ○ 軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部教育の充実

- ・ 高等学園の新設や収容定員の拡大
- ・ 生徒の進路希望や障害の状態に対応した複数の教育課程の編成など、生徒の障害の状態等に応じた適切な進学先を確保するとともに、教育課程の見直しなど進路選択の拡大に向けた取組を進め、進路指導の充実を図ることが求められます。

○ 地域資源の活用による教育力の向上

- ・ 地域の関係機関等と連携した施設・設備の活用（屋外運動施設，プール，図書館等）
- ・ 専門学科を有する高等学校など他の学校と連携した施設・設備の活用など，教育機関同士はもとより関係機関等とのネットワークを構築し，既存施設等の相互利用の積極的な推進を図るとともに，特に高等部生徒の就業に向け，必要な知識・技能を更に向上させることが求められます。

以上のことを踏まえ，県教育委員会においては，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに，より安全・安心な教育環境の整備に向けて，早急に具体的な施策に取り組むことを期待します。